

令和7年建設業法改正対応 住宅リフォーム工事請負契約約款の解説

リフォーム工事の請負契約に重要な法令である建設業法の改正（令和6年6月公布）が令和7年12月に全面施行されました。今回の改正は、適正な労務費の確保及び請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化等リフォーム工事の請負契約にかかわる改正となっています。

建設業法以外にも令和2年4月に民法改正、令和4年6月に特定商取引法の改正及び石綿障害予防規則の改正など、リフォーム工事を取り巻く社会状況が以前にもまして厳しくなっております。

本セミナーは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、住宅リフォーム工事の契約や約款を「建設業法」、「特定商取引法」等に照らし合わせ、分かりやすく解説いたします。

日時

令和8年11月6日（金）
14:00～16:00（受付13:30）

会場

場所 愛媛県県民文化会館
第5・7会議室
（松山市道後町2丁目5-1）
※お車で来られる方は最寄りの有料駐車場をご利用ください。（各自負担）

定員：60名 ※定員になり次第締切

講義内容

1. 工事請負契約約款の目的
2. 住宅リフォーム工事請負契約書について
3. 約款の内容について
4. 特定商取引法について

受講料

無料



2026.9.30 下記講義内容が追加されました。

リフォーム工事を取り巻く社会的状況を踏まえ下記の講義の内容を追加しました。

- ・2026年10月施行 改正労働施策総合推進法への対応（カスハラ対策等）
- ・リフォーム工事と電子契約
電子契約の問題点等を解説いたします。

犬塚浩弁護士プロフィール

◆略歴◆

（学歴）1986年 3月 慶應義塾大学 法学部 法律学科 卒業

1990年11月 司法試験合格

（職歴）1993年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

（弁護士会歴）

2008年4月～2009年3月 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長

2012年4月～2013年3月 第二東京弁護士会副会長

2015年4月～現在 第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員

（日本弁護士連合会歴）

2014年6月～現在 日弁連住宅紛争審査会運営委員会委員

（官公庁、その他法律に基づく委員歴）

国土交通省住宅局市街地建築課「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」委員

（同） 「マンション敷地売却・建替えに関する専門家相談等PT」座長

（民間団体歴） 一般財団法人ベターリビング評議員（現）



お申し込みは **FAX** で。

宛先 FAX 番号 089-943-5545

■ FAX 下欄にご記入の上このままFAXにてお送りください。

①お名前	ふりがな		
②ご連絡先	会社名	所属	
	電話番号（日中連絡できる携帯番号等）	FAX 番号	

お問い合わせ先：一般社団法人愛媛県中小建築業協会 ☎：089-943-5525

■主催：一般社団法人愛媛県中小建築業協会 ／一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 ■後援：愛媛県